

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 作成年月日 | 平成 23 年 9 月 20 日    |
| 作成部局名 | 企画県民部企画財政局<br>財 政 課 |

## 平成 23 年度 9 月補正予算 (案)

企画県民部企画財政局財政課

## 平成23年度 9月補正予算（案）

### 補正予算編成の考え方

平成23年度当初予算については、第2次行革プランの取組を基本に、国の制度改正や予算編成、地方財政措置を踏まえ、施策の選択と集中を徹底し、県民ニーズに的確に応えることとして原則通年予算で編成している。

年度に入ってから、東日本大震災や原子力発電所事故にかかる被災地への支援はもとより、県民の安全安心を確保するため、特に緊急を要する項目について、6月補正予算を編成した。

このたび、東日本大震災に伴う被災者生活再建支援基金への追加拠出や、最近の急激な円高を踏まえた対策など緊急的な対策の実施に加え、台風第12号災害に係る緊急対策を行う必要があるため、次のとおり、9月補正予算を編成することとした。

#### I 台風第12号災害に係る緊急対策

台風第12号による被害の状況を踏まえ、被災者への支援、産業の復興、農業への支援、施設等の復旧・復興について、必要な予算額を補正

#### II 東日本大震災に対する支援対策

東日本大震災に係る被災者生活再建支援基金の追加拠出や仮設住宅のコミュニティ支援などの被災者支援対策

#### III 円高等を踏まえた経済対策

県内中小企業の海外展開を支援するためのセンターの開設や融資制度の拡充

#### IV 県民生活の安全安心対策

シカ被害対策や地域エネルギーの活用調査などの環境対策や生食用食肉の衛生確保対策などの食の安全安心対策

#### V 障害者等の生活支援対策

譲りあい駐車場（パーキングパーミット制度）の導入やグループホーム等利用者に対する家賃助成の拡充、生活保護受給者の自立支援などの生活支援対策

#### VI その他の対策

国出先機関対策プロジェクトチームの設置等にかかる関西広域連合への分担金やフラワーセンターのリニューアル整備

### 補正予算の規模

（単位：百万円）

| 区分     | 既定<br>予算額 | 今回<br>補正額 | 財 源 内 訳 |     |       |       | 合計        | 前<br>年度<br>同<br>比 |
|--------|-----------|-----------|---------|-----|-------|-------|-----------|-------------------|
|        |           |           | 国庫      | 特定  | 起債    | 一般    |           |                   |
| 一般会計   | 2,152,538 | 14,975    | 5,544   | 593 | 4,835 | 4,003 | 2,167,513 | 97.7%             |
| 特別会計   | 871,766   | 196       | 0       | 190 | 6     | 0     | 871,962   | 89.7%             |
| 小計     | 3,024,304 | 15,171    | 5,544   | 783 | 4,841 | 4,003 | 3,039,475 | 95.2%             |
| 公営企業会計 | 169,961   | 0         | 0       | 0   | 0     | 0     | 169,961   | 101.9%            |
| 合計     | 3,194,265 | 15,171    | 5,544   | 783 | 4,841 | 4,003 | 3,209,436 | 95.6%             |

事業区分別の規模

(単位：百万円)

| 区 分                 | 補正額    | 財源内訳  |     |       |       |
|---------------------|--------|-------|-----|-------|-------|
|                     |        | 国 庫   | 特 定 | 起 債   | 一 般   |
| I 台風第12号災害に係る緊急対策   | 10,813 | 5,392 | 353 | 4,736 | 332   |
| 1 被災者支援対策           | 135    | 3     | 110 |       | 22    |
| (1) 見舞金             | 81     |       | 68  |       | 13    |
| (2) 生活支援            | 10     | 3     | 1   |       | 6     |
| (3) 住宅支援            | 44     |       | 41  |       | 3     |
| 2 産業復興対策            | 25     |       |     |       | 25    |
| (1) 中小企業支援          | 25     |       |     |       | 25    |
| 3 農業対策              | 8      |       |     |       | 8     |
| (1) 農業再開等支援         | 8      |       |     |       | 8     |
| 4 施設等の復旧・復興対策       | 10,372 | 5,281 | 214 | 4,639 | 238   |
| (1) 農林水産関係          | 3,201  | 2,421 | 214 | 404   | 162   |
| (2) 土木関係            | 7,110  | 2,841 |     | 4,193 | 76    |
| (3) その他の施設          | 61     | 19    |     | 42    |       |
| 5 防災・減災対策           | 243    | 108   |     | 97    | 38    |
| 6 台風災害に係る被災他府県への支援  | 30     |       | 29  |       | 1     |
| II 東日本大震災支援等の追加実施   | 3,650  | 24    | 65  | 105   | 3,456 |
| III 円高等を踏まえた経済対策    | 53     | 18    | 33  |       | 2     |
| (1) 中小企業の海外対策への総合支援 | 6      |       | 5   |       | 1     |
| (2) 中小企業資金支援        | —      | —     | —   | —     | —     |
| (3) 観光ツーリズム支援       | 28     |       | 28  |       |       |
| (4) 円高メリットの活用支援     | 19     | 18    |     |       | 1     |
| (5) 電力の確保支援         | —      | —     | —   | —     | —     |
| IV 県民生活の安全安心対策      | 118    | 110   | 2   |       | 6     |
| (1) シカ被害対策の推進       | 17     | 15    |     |       | 2     |
| (2) 地域エネルギーの活用促進    | 3      |       |     |       | 3     |
| (3) 放射性物質等観測体制の強化   | 87     | 87    |     |       |       |
| (4) 食の安全安心          | 11     | 8     | 2   |       | 1     |
| V 障害者等の生活支援対策       | 140    |       | 140 |       |       |
| (1) 障害者の生活支援        | 88     |       | 88  |       |       |
| (2) 子育て対策           | 8      |       | 8   |       |       |
| (3) 生活保護受給者の自立支援    | 44     |       | 44  |       |       |
| VI その他の対策           | 397    |       | 190 |       | 207   |
| 合 計                 | 15,171 | 5,544 | 783 | 4,841 | 4,003 |

## 事業の概要

### I 台風第12号災害に係る緊急対策

10,813,169千円

東播磨・北播磨・西播磨地域を中心に被害をもたらした台風第12号災害について、災害援護金を支給するとともに、住宅や産業の復旧支援、道路・河川・農業施設などの公共施設の復旧を実施

※ 被災世帯数等被害状況は、9月14日現在の市町からの被害報告に基づく推計値

#### 1 被災者支援対策 134,750千円

##### (1) 見舞金 81,170千円

##### ◎災害援護金の支給 67,570千円 (災害援護基金)

・支給対象者：自然災害により、全壊・半壊・床上浸水の被害を受けた世帯主、重傷被災者

・支給額：

| 区分     | 支給額  | 支給見込数  |
|--------|------|--------|
| 全壊世帯   | 20万円 | 2件     |
| 半壊世帯   | 10万円 | 1件     |
| 床上浸水世帯 | 5万円  | 1,339件 |
| 重傷被災者  | 3万円  | 4人     |

##### ◎消防賞じゅつ金の支給 13,600千円 (一般)

・支給対象者：災害現場における消防業務の従事中に死亡した消防職員の遺族

・支給額：13,600千円

##### (2) 生活支援 10,180千円

##### ◎被災者生活復興資金の貸付 3,180千円 (特定1,060、一般2,120) (利子補給に係る債務負担行為を設定)

・貸付対象者：○台風第12号に伴い住家被害を受け、全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被害を受けた者又は自家用自動車に被害を受けた者（り災証明書で確認）

○世帯主又は主たる生計維持者。ただし、前年総所得金額が730万円以下等

・資金使途：○被災家屋のうち、居住の用に供する箇所の補修

○家具・家庭用電気製品等生活必需品の修理・買換え

○自家用自動車の修理・買換え

・貸付限度額：300万円

- ・貸付利率：無利子

○県・市町が共同（負担割合：県2/3、市町1/3）で、取扱金融機関  
に対し貸付利率と同率を利子補給

- ・貸付期間：5年以内（うち据置6ヶ月以内）
- ・保証人：不要
- ・受付期間：平成23年10月～平成23年12月
- ・貸付見込：403百万円

### ◎感染症対策の実施

7,000千円

（国庫3,500、一般3,500）

感染症法に基づき、市町が行う感染症発生の予防対策（消毒等）に助成

- ・実施市町：6市1町（見込）
- ・負担割合：国1/3、県1/3、市町1/3

### (3) 住宅支援

43,400千円

#### ◎ひょうご住宅災害復興資金（ひょうご住宅災害復興ローン）の貸付

41,000千円

（特定）

- ・貸付対象者：台風第12号に伴い全壊・半壊・床上浸水の被災を受けた者で、住宅の建設・購入、補修を行う者
- ・貸付額及び貸付見込

| 区分    | 貸付額            | 貸付見込 |
|-------|----------------|------|
| 建設・購入 | 100万円以上500万円以内 | 1件   |
| 補修    | 100万円以上400万円以内 | 15件  |

#### （参考）借入限度額

| 区分    | 公的資金<br>合計 | 内 訳            |                   |
|-------|------------|----------------|-------------------|
|       |            | 住宅金融支援<br>機構融資 | ひょうご住宅<br>災害復興ローン |
| 建設・購入 | 1,960万円    | 1,460万円        | 500万円             |
| 補修    | 1,040万円    | 640万円          | 400万円             |

- ・貸付利率：住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率
- ・貸付期間：25年間
- ・受付期間：平成25年9月まで

◎住宅災害復興融資への利子補給の実施

400千円

(一般)

(利子補給に係る債務負担行為を設定)

被災者が住宅の建設・購入、補修を行うために借り入れた資金に対して、利子補給を実施

- ・事業主体：市町
- ・対象者：一定の被災(※)を受け、500万円以上の融資を受けて住宅の再建・補修を行う者  
※建設・購入の場合：半壊以上、補修の場合：床上浸水以上
- ・対象融資：ひょうご住宅災害復興ローン、住宅金融支援機構災害復興住宅融資、民間住宅融資
- ・利子補給対象限度額と支給見込

| 区分    | 利子補給対象限度額 | 貸付見込 |
|-------|-----------|------|
| 建設・購入 | 1,960万円   | 1件   |
| 補修    | 640万円     | 15件  |

- ・利子補給率：住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率まで
- ・利子補給期間：5年以内
- ・受付期間：平成27年3月まで
- ・負担割合：県2/3、市町1/3

◎高齢者住宅再建支援事業補助の実施

2,000千円

(一般)

被災を受けた高齢者は、住宅ローンが借りにくいことから、住宅の建設・購入費に対して助成

- ・事業主体：市町
- ・補助対象者：世帯主である65歳以上の高齢者で住宅の建設、購入を行う者
- ・補助金額：100万円
- ・受付期間：平成27年3月まで
- ・負担割合：県2/3、市町1/3
- ・助成見込：3件

2 産業復興対策

25,000千円

(1) 中小企業支援

25,000千円

◎経営円滑化貸付(災害復旧枠)

- ・融資対象者：台風第12号により事業所等に床上浸水以上の被害(事業用資産(機械、原材料、商品等)への被害)を受けた者(り災証明書で確認)
- ・資金使途：災害復旧に必要な設備資金又は運転資金
- ・融資限度額：1億円
- ・融資利率：1.15%
- ・融資期間：10年以内(うち据置2年以内)
- ・適用期間：平成23年10月1日から平成24年3月末まで

◎経営円滑化貸付（災害復旧枠）の利子補給の実施

（利子補給に係る債務負担行為を設定）

- ・事業主体：市町
- ・利子補給対象限度額：2,000万円
- ・利子補給率：利子全額（現行1.15%→無利子化）
- ・利子補給期間：3年間
- ・負担割合：県2/3、市町1/3

◎地域産業振興資金（災害復旧枠）の貸付

25,000千円

（一般）

被災した小規模企業者の復旧を支援するため、地域産業振興資金の災害復旧枠を、貸付期間を拡大した上で適用

- ・実施主体：（公財）ひょうご産業活性化センター
- ・受付期間：平成23年9月22日から平成24年1月31日

（参考）地域産業振興資金（災害復旧枠）

| 区分    | 内容   |
|-------|--|
| 貸付対象  | 次のいずれにも該当する者<br>(1) 県内で製造業、小売業、一般飲食業を営み、常用雇用者数が20人以下の企業<br>(2) 以下のいずれかに該当する企業<br>① 地場産業を営む企業<br>② 下請取引あっせん登録をしている企業<br>③ 商店街・小売市場等の小売業者、飲食店等<br>(3) 以下のいずれかに該当する企業<br>① 台風第12号により、床上浸水以上の被害を受けた者（り災証明書で確認）<br>② 台風第12号により床上浸水以上の被害を受けた店舗等を譲り受け、又は借り受けて事業を行う者 |
| 資金使途  | 新規設備購入、事業用建物の増改築、中古設備購入、事業用車両購入、既存設備修繕、原材料調達に必要な資金   |
| 貸付割合  | 設備等購入価格80%以内   |
| 貸付限度額 | 1,000万円  |
| 貸付利率  | 無利子  |
| 貸付期間  | 10年以内（うち据置2年以内）[現行7年以内（うち据置1年以内）]<br>原材料調達資金のみの場合は3年以内（うち据置6ヶ月以内）  |

3 農業対策

8,000千円

(1) 農業再開等支援

8,000千円

◎美しい村づくり資金（災害資金）の貸付（拡充）

（利子補給及び損失補償に係る債務負担行為を設定）

被害を受けた農業者等に対して、貸付限度額等の拡充と利子補給を実施

- ・制度の拡充

| 区分    | 現行                     | 拡充後                      |
|-------|------------------------|--------------------------|
| 貸付限度額 | 個人 500万円<br>団体 1,000万円 | 個人 1,000万円<br>団体 2,000万円 |
| 償還期間  | 5年以内（うち据置1年以内）         | 7年以内（うち据置2年以内）           |

・利子補給の実施

○利子補給期間：当初3年間

○利子補給：利子全額（現行0.65%→無利子化）

○負担割合

| 区分  | J A   | 県                              | 市町                             |
|-----|-------|--------------------------------|--------------------------------|
| 負担率 | 0.21% | 0.30%<br>(0.65% - 0.21%) × 2/3 | 0.14%<br>(0.65% - 0.21%) × 1/3 |

(参考) 美しい村づくり資金（災害資金）

| 区分     | 内容  |
|--------|---|
| 貸付対象者  | 台風第12号により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者（市町長の被害認定必要）               |
| 資金使途   | ・再生産に必要な資金（種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等）<br>・災害前6ヶ月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金 |
| 担保・保証人 | 県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要                             |

◎農業近代化資金への利子補給の実施（利子補給に係る債務負担行為を設定）

被害を受けた認定農業者等が借り受ける復旧に必要な資金に対し利子補給を実施

・利子補給限度額：個人：1,800万円、法人、集落営農組織：3,600万円

・利子補給期間：当初3年間

・利子補給：利子全額（現行1.40%（最大）→無利子化）

・負担割合：

| 区分   | 県            | 市町           |
|------|--------------|--------------|
| 負担割合 | 2/3（最大0.94%） | 1/3（最大0.46%） |

(参考) 農業近代化資金（復旧に必要な資金）

| 区分    | 内容   |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 台風第12号により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織（市町長の被害認定必要） |
| 資金使途  | 農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金                       |
| 貸付限度額 | 個人：1,800万円<br>法人、集落営農組織：2億円                                      |
| 償還期間  | 15年以内（うち据置7年以内）  |



◎野菜災害補償補助金の交付 3, 000千円  
(一般)

野菜の生育途上において自然災害による被害を受けた農家に対し、災害補償金を交付

- ・事業主体：(社)兵庫県青果物価格安定資金協会
- ・交付対象者：風水害により被害を受けた野菜農家
- ・対象野菜：国又は県の価格安定制度の対象となっている野菜で予約数量の範囲内(ねぎ、ピーマン、なす、キャベツ等23品目)
- ・補償方法：対象野菜に対し、農協等が自主的に生産者に災害補償金を交付した場合、その1/2以内を当該農協に協会が補助
- ・県補助額：15,000円/10aを限度
- ・被害面積：20ha(見込)

◎野生動物防護柵集落連携設置事業 5, 000千円  
(一般)

台風第12号により被害を受けた既設の獣害防護柵の復旧について支援

- ・事業主体：市町
- ・負担割合：県13%、市町87%(7%)  
※市町の( )は地方交付税措置後の実質負担率
- ・被害見込額：39百万円

4 施設等の復旧・復興対策 10, 371, 500千円

(1) 農林水産関係 3, 201, 000千円

① 施設の復旧復興

◎補助事業 2, 676, 000千円  
(国庫2,420,700、起債105,200、一般150,100)

ア 復旧分 2, 339, 000千円  
(国庫2,225,200、起債15,000、一般98,800)

(単位：千円)

| 区分       | 所要見込額     | 年次割     |        | H23見込     |
|----------|-----------|---------|--------|-----------|
|          |           | H23     | H24~25 |           |
| 農地・農業用施設 | 2,203,000 | 85.0    | 15.0   | 1,873,000 |
| 林道       | 森林基幹道     | 154,000 | 100.0  | 154,000   |
|          | 災害林道復旧    | 140,000 | 90.0   | 126,000   |
| 共同利用施設   | 186,000   | 100.0   |        | 186,000   |
| 計        | 2,683,000 | —       | —      | 2,339,000 |

(復旧分実施箇所等)

| 区 分      | 箇所数    | 主な実施箇所                                   |
|----------|--------|--|
| 農地・農業用施設 | 3,674  | 菖蒲池河池(加古川市)法面崩壊、宮ノ池(加西市)堤体決壊 等           |
| 林道       | 森林基幹道  | 23 県営「千町・段ヶ峰線(宍粟市一宮町)」・「瀨川・氷ノ山線(養父市福定) 等 |
|          | 災害林道復旧 | 35 町営「野間線(香美町)」・「中辻・肥前畑線(新温泉町)」 等        |
| 共同利用施設   | 4      | 中町ライスセンター(多可町) 等                         |

イ 改良分

337,000千円

(国庫195,500、起債90,200、一般51,300)

作業道復旧 59,000千円

災害関連緊急治山等 278,000千円

(改良分実施箇所等)

| 区 分       | 箇所数 | 主な実施箇所  |
|-----------|-----|---|
| 作業道復旧     | 78  | 多可町他8市町   |
| 災害関連緊急治山等 | 9   | [治山ダム]大屋町筏(養父市)、加美区棚釜(多可町)等<br>[山腹工]坂本町(加西市)、大久保(養父市) |

◎単独事業

506,000千円

(特定196,000、起債299,500、一般10,500)

ア 林地災害復旧事業

280,000千円

(起債)

林地災害のうち、国庫補助制度では対応できない事業を県単独で実施

- ・ 実施件数 治山ダム8基、山腹工23箇所

| 区 分           |       | 採択要件                            |                      | 負担割合  |     | 箇所数 | 事業費     | 予算計上額   |
|---------------|-------|---------------------------------|----------------------|-------|-----|-----|---------|---------|
|               |       | 保全対象                            | 事業費                  | 県     | 市町  |     |         |         |
| 林地崩壊防止対策事業    | 県実施分  | 人家5戸以上<br>主要な公共施設               | 200万円以上<br>7,000万円未満 | 10/10 | —   | 12  | 224,000 | 224,000 |
|               | 市町実施分 | 人家1~4戸<br>市町等管理施設               |                      | 2/3   | 1/3 | 19  | 64,000  | 42,000  |
| 崩壊土砂等緊急除去対策事業 |       | 上記事業(国含)に先行して市町が実施する危険な崩壊土砂等の除去 |                      | 2/3   | 1/3 | 20  | 21,000  | 14,000  |
| 計             |       |                                 |                      |       |     | 51  | 309,000 | 280,000 |

イ 林道緊急土砂除去等対策事業

30,000千円

(起債19,500、一般10,500)

県管理の森林基幹道に堆積している土砂の除去等

- ・ 実施箇所数 45箇所

ウ 緊急防災林整備事業（災害に強い森づくり） 196,000千円  
 （特定）

溪流内の危険木（倒木）除去・災害緩衝林整備等を前倒し実施

- ・ 実施箇所数 17箇所

② 障害物等の処理

◎ 海岸漂着物対策 19,000千円  
 （グリーンニューディール基金18,000、一般1,000）

ア 海岸漂着物地域対策推進事業 18,000千円  
 （グリーンニューディール基金）

今回の台風第12号等の影響により海岸漂着物量が当初見込量より増加したことから海岸漂着物地域対策推進事業にかかる事業費を追加

- ・ 事業主体：県
- ・ 事業箇所：播磨沿岸、但馬沿岸、淡路沿岸

イ 県管理漁港内漂流ゴミ処分事業 1,000千円  
 （一般）

今回の台風第12号の影響により、県管理漁港内に大量の葦、茅、樹木等が漂着し漁船の出入港に影響を及ぼすことから、港内の漂着物を揚陸、処分

- ・ 事業主体：県
- ・ 事業箇所：室津漁港

(2) 土木関係 7,110,000千円

① 施設の復旧復興

◎補助事業 4,410,000千円  
 （国庫2,841,000、起債1,493,000、一般76,000）

ア 復旧分 4,050,000千円  
 （国庫2,608,000、起債1,442,000）

（単位：千円）

| 区 分 | 所要見込額     | 年次割  |        | H23見込     |
|-----|-----------|------|--------|-----------|
|     |           | H23  | H24～25 |           |
| 河 川 | 3,558,000 | 81.8 | 18.2   | 2,910,000 |
| 砂 防 | 737,000   | 81.4 | 18.6   | 600,000   |
| 道 路 | 659,000   | 81.9 | 18.1   | 540,000   |
| 計   | 4,954,000 | —    | —      | 4,050,000 |

(復旧分実施箇所等)

| 区 分 | 箇所数 | 主な実施箇所   |
|-----|-----|--|
| 河 川 | 388 | 法華山谷川（加古川市）、杉原川（多可町）、野間川（西脇市）、越知川（神河町）、岡部川（市川町）、八木川（養父市）等      |
| 砂 防 | 96  | 多田川（多可町）、笠形谷川（多可町）、忍辱川（市川町）、黒原川（宍粟市）、三原北川（丹波市）等                |
| 道 路 | 55  | 小原宝殿停車場線（加古川市）、岩屋生野線（神河町）、国道179号（たつの市）、国道429号（朝来市）、仁井黒谷線（淡路市）等 |

イ 改良分 360,000千円  
(国庫233,000、起債51,000、一般76,000)

緊急地すべり対策 360,000千円

(改良分実施箇所等)

| 区 分      | 箇所数 | 実施箇所     |
|----------|-----|----------|
| 緊急地すべり対策 | 1   | 宿地区（香美町） |

◎単独事業 2,700,000千円  
(起債)

ア 県単独災害復旧事業 1,200,000千円  
(起債)

被災地域における公共土木施設の応急復旧等を実施

- ・ 実施箇所数 応急復旧等：道路356箇所 河川・砂防351箇所 公園3箇所  
 調査・設計：道路 55箇所 河川・砂防484箇所

イ 河川土砂等除去対策事業 1,500,000千円  
(起債)

国庫補助採択されない河川流水障害物（土砂・流木等）の除去を実施

- ・ 実施箇所 杉原川・越知川 等 約180箇所

(3) その他の施設

60,500千円

◎県有施設災害復旧事業

50,000千円  
(国庫12,000、起債38,000)

(単位：千円)

| 区分             | 施設数 | 所要額    | 施設・金額(被害内容)  |
|----------------|-----|--------|--|
| 県立施設           | 4   | 21,000 | いえしま自然体験センター9,000(ロッジ、ボランティアリーダー棟への浸水等)、但馬生きがい創造センター9,000(屋根破損)、食肉衛生検査センター1,000(電気設備等浸水)、内水面漁業センター2,000(取水口・送水管破損) |
| 県営住宅<br>(県住特会) | 2   | 6,000  | 東垂水住宅・西宮浜住宅6,000(屋上防水シート破損)  |
| 県立学校           | 2   | 18,000 | 東播工業高校15,000(万能材料試験器浸水による買換)、淡路高校3,000(実習田の法面土砂崩れ)   |
| 社会教育施設         | 1   | 5,000  | 南但馬自然学校5,000(自然観察路土砂崩れ等)   |
| 計              | 9   | 50,000 |  |

◎民間施設等災害復旧事業

10,500千円  
(国庫7,000、起債3,100、一般400)

ア 社会福祉施設災害復旧事業

10,500千円  
(国庫7,000、起債3,100、一般400)

- ・ 実施施設：老人福祉施設 1施設
- ・ 負担割合：国1/2、県1/4、事業者1/4

5 防災・減災対策

243,350千円

◎孤立集落防災対策の強化

27,350千円  
(一般)

ア 衛星携帯電話整備事業

災害時の連絡手段である衛星携帯電話が未整備な集落の解消をめざして、導入費に対する支援を実施

- ・ 事業主体：市町
- ・ 対象経費：機器購入費
- ・ 補助基準額：350千円
- ・ 整備箇所数：404集落(衛星電話未整備集落)
- ・ 負担割合：国庫1/2(直通)、県1/4、市町1/4

◎河川氾濫予測システムの整備

216,000千円

(国庫108,000、起債97,200、一般10,800)

平成22年度から順次整備を進めている河川氾濫予測システムの整備を前倒し実施

- ・前倒し対象河川 1級河川 1水系(揖保川)  
2級河川 9水系(市川、明石川、夢前川等)

※河川氾濫予測システム  
県下の97水系684河川において、氾濫の恐れの有無を3時間先まで予測。フェニックス防災システムを通じて市町等へ配信し、避難勧告等の発令を支援

6 台風災害に係る被災他府県への支援

30,569千円

◎被災他府県への支援

1,569千円

(一般)

ア 支援物資の輸送経費等

- ・輸送先：和歌山県新宮市、那智勝浦町 等
- ・輸送物資：水、簡易式仮設トイレ 等

◎災害救援支援ボランティアの派遣等

29,000千円

(特定)

ア 災害救援支援ボランティア派遣助成事業

県内のNPOやボランティアグループ等民間団体が行う災害ボランティアを現地に派遣する経費について助成

- ・事業主体：ひょうごボランティアプラザ
- ・助成額：バスの借上に要する経費 1日あたり50千円/台
- ・上限額：200千円
- ・派遣想定期間：H23.9.下旬～24.3.31

イ ボランティアバスの運行

- ・事業主体：ひょうごボランティアプラザ
- ・行き先：和歌山県那智勝浦町 等
- ・台数等：16台 約480人

台風第12号災害による被害状況（9月14日現在）

（単位：百万円）

| 区 分             |             | H23（台風12号）  |       |       |
|-----------------|-------------|-------------|-------|-------|
| 人的被害            | 死 亡 者       | 1 人         |       |       |
|                 | 行 方 不 明 者   |             |       |       |
|                 | 負 傷 者       | 17人         |       |       |
|                 | 計           | 18人         |       |       |
| 家屋被害            | 全 壊         | 2 戸         |       |       |
|                 | 大 規 模 半 壊   |             |       |       |
|                 | 半 壊         | 1 戸         |       |       |
|                 | 一 部 損 壊     | 7 戸         |       |       |
|                 | 床 上 浸 水     | 1,339戸      |       |       |
|                 | 床 下 浸 水     | 5,351戸      |       |       |
|                 | 計           | 6,700戸      |       |       |
| 中小企業事業所被害       | 全 壊         |             |       |       |
|                 | 半 壊         | 1 戸         |       |       |
|                 | 一 部 損 壊     | 1 戸         |       |       |
|                 | 床 上 浸 水     | 57戸         |       |       |
|                 | 床 下 浸 水     | 6 戸         |       |       |
|                 | 計           | 65戸         |       |       |
| 施設被害            | 公共土木施設      | 県           | 道 路   | 659   |
|                 |             |             | 河 川   | 3,558 |
|                 |             |             | そ の 他 | 737   |
|                 |             |             | 小 計   | 4,954 |
|                 |             | 市町          | 道 路   | 797   |
|                 |             |             | 河 川   | 665   |
|                 |             |             | そ の 他 | 556   |
|                 |             |             | 小 計   | 2,018 |
|                 | 計           |             | 6,972 |       |
|                 | 農林水産施設      | 農 地 等       | 5,290 |       |
|                 |             | 林 地 ・ 林 道   | 1,417 |       |
|                 |             | 水 産 施 設     |       |       |
|                 |             | 農 業 関 係 施 設 | 217   |       |
|                 |             | 計           | 6,924 |       |
|                 | その他         | 県 有 施 設     | 51    |       |
|                 |             | 民 間 施 設 等   | 14    |       |
|                 |             | 計           | 65    |       |
| 施 設 災 害 計 a     |             | 13,961      |       |       |
| その他             | 農 作 物 被 害 b | 373         |       |       |
| 被 害 額 合 計 (a+b) |             | 14,334      |       |       |

**Ⅱ 東日本大震災支援等の追加実施**

3, 650, 348千円

東日本大震災や今後の通常災害に対応するため、被災者生活再建支援基金に追加拠出するとともに、仮設住宅におけるコミュニティ対策などの支援を実施

**1 被災者生活再建支援基金への拠出** 3, 430, 077千円  
 (起債 104,800千円、一般(特別交付税) 3,325,277千円)

(1) 東日本大震災に係る支援金支給に要する経費

兵庫県追加拠出額：1, 333, 053千円(特別交付税)

[ 支援金支給総額(想定4,400億円)に対する都道府県負担(880億円)のうち、基金残高(538億円)を除く342億円を均等割・世帯割で算定 ]

(2) 通常災害に係る支援金支給に要する経費

兵庫県追加拠出額：2, 097, 024千円(特別交付税95%、起債5%)

[ 拠出総額538億円(東日本大震災発生前の残高相当額)を均等割・世帯割で算定 ]

**2 東日本大震災被災地等への追加支援** 220, 271千円  
 (国庫 24,575、緊急雇用就業機会創出基金 44,673、安心子ども基金 17,155、災害救助費求償金 3,267、一般 130,601)

(単位：千円)

| 区分         | 事業内容  | 金額      |
|------------|---|---------|
| 救急・救助対策    | ・広域緊急援助隊の災害警備活動 等   | 102,819 |
| 医療対策       | ・兵庫DMATの派遣  | 1,193   |
| 避難所等対策     | ・災害ボランティアの派遣支援<br>・聴覚障害者への相談業務等を行うため、手話通訳者を派遣<br>・被災した児童への相談・援助事業の実施<br>・園芸療法、景観園芸のノウハウを活用した心のケアの実施 等 | 53,571  |
| 被災者住宅対策    | ・応急仮設住宅の建設を支援   | 2,735   |
| 応急復旧対策     | ・土木施設災害復旧や復興のまちづくりを支援 等   | 5,077   |
| コミュニティ復興対策 | ・仮設住宅における自治会形成のための立ち上げ支援<br>・復興アドバイザーの派遣<br>・地域型仮設住宅設置市町へアドバイザーを派遣 等                                  | 33,050  |
| 教育対策       | ・震災・学校支援チーム派遣<br>・教員OB派遣  | 4,893   |
| 被災者受入対策    | ・県営住宅入居者への住戸付帯設備の設置<br>・震災に伴い被災県外への避難を余儀なくされた子どもの保育料を減免   | 16,933  |
| 合 計        |   | 220,271 |



グローバル化が進展し、円高基調が長期にわたると見込まれることから、県内中小企業の海外展開の支援や、依然として低迷する海外観光客の県内への誘客対策を実施するとともに、電力不足を解消するため、企業が行う電力確保のための設備投資等の支援を実施

(1) 中小企業の海外対策への総合支援 5,974千円  
(緊急雇用就業機会創出基金5,474、一般500)

①「ひょうご海外ビジネスセンター」の開設 5,474千円  
(緊急雇用就業機会創出基金)

- ・ 設置目的：海外での販路開拓の支援  
     海外での拠点設立や法人運営等の事業展開を支援  
     輸出減少等で経営環境が悪化した県内中小企業への経営相談
- ・ 設置場所：ひょうご産業活性化センター内
- ・ 提供するサービス
  - ・ 専門家の紹介（貿易実務、法務、税務・会計、労務等）
  - ・ 海外ビジネス情報（商習慣、現地拠点設立のための手続き等）の提供等
  - ・ 資金繰りや輸出市場開拓などの経営相談
- ・ 連携機関

|    |  |
|----|--|
| 国内 | 国関係機関（近畿経済産業局、日本貿易振興機構（JETRO）神戸、中小企業基盤整備機構）<br>県下経済関係団体（神戸商工会議所等の県下商工会議所、神戸貿易協会）<br>海外事業展開を支援する県内金融機関 等          |
| 海外 | ひょうご国際ビジネスサポートデスク<br>（中国：広州、上海、大連 ベトナム：ホーチミン）<br>兵庫県海外事務所<br>（アメリカ ワシントン州、フランス パリ、オーストラリア 西オーストラリア州、ブラジル パラナ州） 等 |

②県内中小企業円高対応等動向調査の実施 500千円（一般）

- ・ 調査対象：県内企業500社程度
- ・ 調査内容：円高が県内企業にもたらす影響や継続的な円高による生産拠点再編などの動向（利益・雇用・資金繰りへの影響、為替対策、設備投資計画、海外事業展開の見通し 等）
- ・ 実施期間：9月
- ・ 実施方法：ヒアリング・アンケート調査

## (2) 中小企業資金支援

### ①海外市場開拓支援貸付の拡充

- ・資金使途：営業所に加え、物販・サービス、物流、生産等の事業を行うために必要な設備資金や運転資金を追加
- ・貸付限度額：設備資金3億円（新設）、運転資金1億円（従前どおり）
- ・融資見込額：新分野進出資金（200億円）の枠内

### ②緊急円高対応貸付の追加

最近の円高により売上が急激に減少するなど、直接影響を受ける輸出関連企業の資金繰りを支援するため、経営円滑化資金の貸付対象者を拡充

| 区分    | 内容   |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 次のいずれにも該当する者<br>ア 直近の1年間の輸出に係る売上高が20%以上である者<br>イ 最近1か月間の輸出に係る売上高が前年同期と比べて20%以上減少しており、かつ、今後も減少の傾向が続くと見込まれる者 |
| 資金使途  | 運転資金   |
| 貸付利率  | 1.15%  |
| 貸付限度額 | 1億円  |
| 貸付期間  | 10年以内（うち据置2年以内）  |
| その他   | 平成23年10月1日から平成24年3月末まで   |

## (3) 観光ツーリズム支援 28,000千円（地域振興基金）

### ①観光地緊急対策事業の拡充 25,000千円（地域振興基金）

円高等の影響により減少している外国人観光客を補い、県内への誘客を促進するため、観光関連団体が実施する集客・交流の拡大を目指した取組みを支援

- ・補助対象者：観光協会、公益法人、第3セクター及びこれら団体・企業・県民等が参画する協議会等
- ・対象事業：観光関連団体等が主体となり実施する地域資源を活かした観光商品の造成・販売促進、広域集客イベントなど
- ・補助率：補助対象経費の3/4
- ・補助額：上限5,000千円、下限2,000千円

### ②ひょうごツーリズムバスの拡充 3,000千円（地域振興基金）

- ・台数：海外分600台 → 700台（+100台）

(4) 円高メリットの活用支援

18,721千円(国庫17,640、一般1,081)

①ひょうご海外事業展開支援セミナーの開催 1,081千円(一般)

ひょうご国際ビジネスサポートデスク及び関係機関等と連携し、県内中小企業に対して、海外展開にかかる現地情報の提供と個別相談を行うセミナーを開催

- ・場 所：神戸市、姫路市、尼崎市
- ・講演者：ひょうご国際ビジネスサポートデスク(広州、上海、大連、ホーチミン)のチーフアドバイザー、JETROアドバイザー
- ・対象者：アジア新興国・地域への海外事業展開に関心を有する県内企業
- ・内 容：海外事業展開の方法・ノウハウの提供、アジア新興国・地域の現地情報の提供と個別相談
- ・回 数：4回開催(各デスクがJETROアドバイザーとともに1回ずつ計4回開催)
- ・連携団体：近畿経済産業局、日本貿易振興機構(JETRO)神戸、中小企業基盤整備機構、県内金融機関 等

②国際業務に対応した離職者等再就職職業訓練の実施 17,640千円(国庫)

国際的に活躍を希望する若年離職者や学卒未就職者等を対象に、国際分野や観光分野におけるグローバル人材として必要な実務知識に、ビジネスコミュニケーションや異文化理解などのカリキュラムを取り入れた実践的な職業能力開発プログラムを実施

- ・対象者：若年離職者、学卒未就職者等の求職者
- ・訓練内容：国際ビジネス・貿易人材育成コース、国際観光人材育成コース
- ・実施場所：専修学校等の民間教育訓練施設
- ・訓練期間：4か月
- ・訓練定員：60名

(5) 電力の確保支援

原発事故を起因とする電力安定供給の不透明感が広がる中、安定的な事業活動を展開するため、新規進出企業や県内企業が取り組む電力確保対策を支援

①新規立地企業等に対する新エネルギー設備投資補助の対象設備の拡大

産業集積条例に基づく新エネルギー設備投資補助の対象設備を拡充し、エネルギー対策設備補助として実施

- ・補助対象設備：産業用自家発電、産業用蓄電池、その他電力対策設備を追加

(参考) 新エネルギー設備投資補助

| 区 分     | 内 容  |
|---------|--|
| 対象事業者   | ・産業集積条例に基づき、拠点地区に進出し、新規成長事業等を実施する事業者<br>・産業活力再生地区に既に立地している企業で新たな事業展開を行う事業者 |
| 補 助 率   | 対象経費の1/2   |
| 補 助 要 件 | 当該設備を含む全体投資額(土地を除く)が5,000万円以上  |
| 補助限度額   | 3億円  |

## ＜参考＞設備投資促進貸付の活用

県内企業が取組む電力確保対策設備投資に対し、中小企業融資制度の設備投資促進貸付により支援

### 設備投資促進貸付の概要

| 区分    | 内容   |
|-------|--|
| 貸付対象者 | 新製品の生産、新規事業への進出、生産能力向上などのため機械・設備の新設等を行う者 等 |
| 資金使途  | 設備資金                                       |
| 貸付利率  | 1. 20%                                     |
| 貸付限度額 | 3億円  |
| 貸付期間  | 10年以内（うち据置2年以内）                            |

## IV 県民生活の安全安心対策

118,721千円

シカ被害対策や地域エネルギーの活用調査などの環境対策や生食用食肉の衛生確保対策などの食の安全安心対策の実施

### (1) シカ被害対策の推進 17,115千円（国庫15,000、一般2,115）

捕獲頭数3万頭を引き続き実現するため、狩猟者の埋却処分に係る負担軽減を図るとともに、シカ肉の利用促進対策を追加

#### ①シカ焼却処分等支援事業 600千円（一般）

捕獲されるシカの埋却処分が、狩猟者の大きな負担になっていることから、シカを焼却処分するために、市町が設置するストックポイントに備える冷凍庫購入費に助成

- ・補助先：市町
- ・補助対象：ストックポイントに設置するシカ個体保管用冷凍庫の購入経費
- ・補助率：地方交付税措置額を除く市町の実質負担額の1/2

#### ②シカ肉処理加工施設整備等支援事業 16,515千円

（国庫15,000千円、一般1,515千円）

シカ肉の安定供給を促進するため、市町等が整備するシカ肉処理加工施設の整備及び狩猟者が当該処理加工施設まで搬入する運搬経費を支援

##### ○シカ肉処理加工施設の整備に対する支援

- ・実施主体：市町
- ・対象経費：シカ肉等を活用する処理加工施設等の整備経費  
市町が、民間施設の整備費に助成する経費も対象
- ・負担割合：

| 区分         | 国   | 県    | 市町          |
|------------|-----|------|-------------|
| 過疎法等5法指定地域 | 55% | 4.5% | 40.5%(4.5%) |
| その他の地域     | 50% | 5%   | 45%(5%)     |

※市町の（ ）は、交付税措置を除く実質負担

○シカ肉処理加工施設への搬入に対する支援

- ・実施主体：市町
- ・対象経費：狩猟者がシカ肉処理加工施設まで搬入する運搬経費  
ただし、処理加工施設がシカを買い上げる場合を除く
- ・負担割合：地方交付税措置額を除く市町の実質負担額の1/2

(2) 地域エネルギーの活用促進 3,000千円（一般）

①地域エネルギー活用モデル調査事業 3,000千円（一般）

地域エネルギーの活用を進めるため、導入可能性のある候補地を絞り込むために立地条件、環境条件等を調査

- ・調査対象：再生可能エネルギーのうち、立地条件等に左右される要素の大きい小水力、バイオマス、地熱
- ・調査内容
  - 既存調査結果等を基にした条件整理のうえで調査地点の選定
  - 現地の状況（地形、流量、バイオマス供給源、民家・送電線網との距離等）の概要調査（県内10カ所）
  - 学識者、再生可能エネルギー導入に取り組む民間事業者等の意見聴取
  - 導入可能性のある候補地の絞り込み

(3) 放射性物質等観測体制の強化 87,000千円（国庫）

東日本大震災による福島第1原子力発電所事故を受け、放射性物質拡散等の監視体制を強化するため、分析機器等を整備

①放射性物質等調査研究機器の整備 87,000千円（国庫）

ア モニタリングポスト 64,000千円（国庫）

- ・台数：5台
- ・設置箇所（予定）：但馬県民局、丹波県民局（高浜原発から50km圏内にかかる地域）、阪神南県民局、中播磨県民局、淡路県民局

イ 環境試料分析等装置 23,000千円（国庫）

| 機器名          | 台数 | 分析・測定内容                             |
|--------------|----|-------------------------------------|
| ゲルマニウム半導体検出器 | 1台 | 大気中からの降下物や大気浮遊じんなど環境試料に含まれる放射性物質を分析 |
| 可搬型サーベイメータ   | 3台 | 持ち運びにより大気中の放射線量を測定                  |
| エアースンプラー     | 3台 | 大気中に含まれる浮遊じんを捕集                     |

(4) 食の安全安心

11,606千円

(国庫 7,556、消費者行政活性化事業基金 1,947、一般 2,103)

①生食用食肉の衛生確保対策 1,947千円 (消費者行政活性化事業基金)

生食用食肉に関する新たな規格基準の周知を図るとともに、食品衛生法違反品の発見・排除に努めるため、県内で提供される生食用食肉の検査を強化

ア 規格基準説明会

- ・期 間：平成 23 年 9 月中旬～下旬
- ・回 数：6 回(県内 6 会場)
- ・対 象 者：牛・馬の生食用食肉を取扱う約 1,050 施設

イ 収去・拭取検査

- ・期 間：平成 23 年 10 月上旬～下旬
- ・実施機関：健康福祉事務所 (収去検査)、食肉衛生検査センター (拭取検査)
- ・検査項目：腸管出血性大腸菌、サルモネラ属菌

②養鶏農場における高病原性鳥インフルエンザ防疫体制の整備 9,659千円

(国庫 7,556 千円、一般 2,103 千円)

家畜伝染病予防法等の改正により、養鶏農場における消毒設備の設置、野鳥やネズミ等の侵入防止措置が義務づけられたことにより、緊急的に実施する防疫措置に必要な経費に対して助成

- ・補助先：公益社団法人兵庫県畜産協会
- ・補助対象経費及び補助率

| 補助対象経費 | 補助率                     |
|--------|-------------------------|
| 防鳥ネット  | 1 / 2 (全額国庫)            |
| 動力噴霧器  | 3 / 4 (国 1 / 2、県 1 / 4) |

V 障害者等の生活支援対策

139,814千円

譲りあい駐車場 (パーキングパーミット制度) の導入やグループホーム等利用者に対する家賃助成の拡充、生活保護受給者の自立支援などの生活支援対策を実施

(1) 障害者の生活支援 87,701千円

(介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金 62,851 千円、安心こども基金 24,850 千円)

①譲りあい駐車場 (パーキングパーミット制度) の導入 62,851千円

(介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金)

県立施設等において、障害者等が利用する譲りあい駐車場の表示を行うとともに円滑に駐車できるよう利用者証を交付

- ・対象施設：福祉のまちづくり条例等の整備基準(幅 350 cm以上)を満たす車いす使用者利用駐車施設を有する公共施設 等

{ 県立施設(235 施設)、市町立施設(1,100 施設)  
民間等施設(7,430 施設)で実施 }

- ・表示方法：県が作成・配布するカラーコーン・ステッカーで表示(8,765箇所)
- ・利用証の交付
  - 交付対象者：障害者、高齢者、難病患者、けが人、妊産婦で移動に配慮が必要な方（歩行に介助者の特別な注意を要する方を含む）
  - 交付窓口：県庁、各県民局等
- ・広報：制度の周知を図るため、鉄道の中吊広告等による広報を実施するとともに、車いす利用者利用駐車区画を整備した施設を県に登録し、県のホームページ等で公開
- ・実施時期：平成24年4月

## ②グループホーム等利用者に対する家賃助成の拡充

グループホーム等利用者に対する家賃負担軽減のため、現行の県単独助成制度に加え、新たに国補助制度を活用して、支援を拡充

- ・対象者：住民税非課税世帯等
- ・補助上限額：2万5千円/月（現行2万円/月）
- ・負担割合：1万円までの額 国 1/2、県 1/4、市町 1/4  
1万円を超える額 県 1/2、市町 1/2

（単位：千円）

| 家賃区分 | 現行   |       | 拡充後  |       | 差引  |       |
|------|------|-------|------|-------|-----|-------|
|      | 助成額  | 個人負担額 | 助成額  | 個人負担額 | 助成額 | 個人負担額 |
| 5千円  | 2.5  | 2.5   | 5.0  | 0.0   | 2.5 | △ 2.5 |
| 1万円  | 5.0  | 5.0   | 10.0 | 0.0   | 5.0 | △ 5.0 |
| 2万円  | 10.0 | 10.0  | 15.0 | 5.0   | 5.0 | △ 5.0 |
| 3万円  | 15.0 | 15.0  | 20.0 | 10.0  | 5.0 | △ 5.0 |
| 4万円  | 20.0 | 20.0  | 25.0 | 15.0  | 5.0 | △ 5.0 |
| 5万円  | 20.0 | 30.0  | 25.0 | 25.0  | 5.0 | △ 5.0 |

## ③障害児療育支援の充実

24,850千円（安心こども基金）

児童デイサービス事業所及び県立特別支援学校における療育器具、相談支援機器等を整備

- ・対象施設：児童デイサービス事業所（48箇所）  
県立特別支援学校（23箇所）
- ・補助対象：障害児の療育に必要な器具、相談支援に必要な検査器具等

## (2) 子育て対策

7,749千円（安心こども基金）

### ①ひょうご子育て応援設備整備推進事業

7,749千円（安心こども基金）

授乳室等の整備を必要とする県立施設について、授乳室、おむつ交換台を整備

- ・設置箇所 授乳室：男女共同参画センター等7施設（8箇所）  
おむつ交換台：いえしま自然体験センター等11施設（21箇所）

(3) 生活保護受給者の自立支援 44,364千円  
 (緊急雇用就業機会創出基金(セーフティネット支援対策事業分))

①生活保護受給者スキルアップ支援事業 44,364千円  
 (緊急雇用就業機会創出基金(セーフティネット支援対策事業分))

- 生活保護受給者が自立した生活を営めるよう、受給者の資格取得を支援
- ・対象者：被保護者で無資格など履歴書に記載すべきアピールポイントがなく就職活動を行う前段階として、スキルアップを図る必要のある者
  - ・対象者数：250名
  - ・資格内容：パソコン、医療事務、電気工事士等
  - ・実施方法：市への補助(市分)又は県直接実施(町分)

**VI その他の対策** 192,708千円

①関西広域連合分担金 2,708千円(一般)

国出先機関の廃止に向けた専任プロジェクトチーム等を設置するための経費に対する分担金

- ・分担金追加額 17,602千円
- ・うち本県負担割合 2/13(規則に基づく負担割合)

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 区分    | 国出先機関対策プロジェクトチーム                        | 広域インフラ検討会                                 |
| 構成    | 職員数7名                                   | 7府県知事(座長は連合長)                             |
| 活動内容等 | 国出先機関の丸ごと移管を求めめる中で、課題への対応や国との協議に向けた準備作業 | 北陸新幹線のルート検討調査を実施の上、関西における広域交通インフラ整備について検討 |

②フラワーセンターリニューアル整備 190,000千円(勤労者福祉基金)

温室展示や花壇等のリニューアル工事に併せ、シースルー型太陽光パネルの設置、園路の木材チップ舗装等を追加

- ・整備内容：シースルー型太陽光パネルの設置(設置場所：エントランス)  
園路・エントランス(南門)の舗装
- ・リニューアルオープン：平成24年4月のゴールデンウィーク前(予定)